

債務の弁済と詐害行為取消

当社は A 社に対し売掛債権を有しています。A 社は経営難の状態にあるなか、債権者 Y のみに対して弁済しました。A 社にはめばしい財産がないため、当社は Y に対し A 社の Y に対する弁済は偏頗的行為であるとして詐害行為取消訴訟を提起し、弁済を受けた金員の引渡を求めたところ、Y は Y と当社それぞれの債権額で按分した分については当社に引渡してもよいと主張しています。Y の主張は正当でしょうか。

1. 詐害行為取消の効力

民法は、債務者の責任財産保全の手段の一つとして、債務者のなした法律行為によって債権者の債権が害される場合に債権者がその行為を裁判により取り消す権利を認めており、これを詐害行為取消権といいます（民法 424 条 1 項）。詐害行為とは、財産権を目的とする債務者の行為であって、債務者が債権者を害することを知りつつ、財産を減少させ債権者に完全な満足を得られなくする行為をいいます。

債権者が弁済期の到来した債務の弁済を求めることは、債権者の当然の権利であり、他に債権者があることは権利行使を阻害するものではなく、債務者が経営難の状態にあり、債権者の中の 1 人に対し弁済することが他の債権者の共同担保を減少させたとしても、原則として詐害行為にはあたりません。ただし、債務者が特定の債権者のみと通謀して他の債権者を害する意思をもって弁済をしたような場合には弁済であっても詐害行為になるとするのが判例です（大審院大正 6 年 6 月 7 日判決）。

詐害行為取消権により、取り消すことができるのは原則として債権者が害される範囲であり、取り戻す財産が金銭のように可分であるときは債権者の債権額の限度で行為を取り消すことができることになります。

2. 詐害行為取消による取戻の効力

詐害行為取消権は、債務者の行為を取り消すだけでなく逸出した財産を取り戻す効力があり、詐害行為取消権者は詐害行為の目的物である金銭または動産を受益債権者から債務者に戻させるのではなく自らに引き渡すよう請求することができます。これは、詐害行為取消により取り戻した物につき債務者としては受け取る意味がないことから受領拒否することがあり、そうなっては目的が達せられないからです。その結果、取消債権者は受益債権者から取り戻した金銭を債務者に返還する債務と自らの債務者に対する債権とを相殺することによって、事実上優先弁済を受けることができることになります。

3. 受益債権者からの主張

詐害行為取消権は総債権者の利益のために行使するとされていながら（同法 425 条）、取消債権者が相殺により事実上の優先弁済を受けることができるとすると、取消債権者のみに優先弁済を得させ受益債権者はじめ他の債権者の債権は無視されるという不公平ともいえる結果になります。

この点から受益債権者が自己の債権に応じた按分を主張し取消債権者に対する引渡

を争った裁判例として次のようなものがあります。

(1) 譲渡担保契約（対象物は動産）を詐害行為として取り消す旨の認容判決により受益債権者より取消債権者に引き渡された価格賠償金について、受益債権者が一般債権者として、詐害行為の取消は総債権者の利益のために効力を生ずるから価格賠償金は総債権者に平等の割合で分配されるべきであると主張し、取消債権者を相手取り総債権額に対する受益債権者の債権額の割合による分配金の請求をした事案において、裁判所は総債権者の利益として債権者が債務者の一般財産から平等の割合で弁済を受け得るというのは、そのための法律上の手続がとられた場合においてであるというにすぎないとして、取消債権者が価格賠償の引渡を受けた場合、他の債権者は取消債権者の手の中に入った取戻物の上に当然に総債権者と平等の割合による現実の権利を取得するものではなく、取消債権者は自己が分配者となって他の債権者の請求に応じ平等の割合による分配を為すべき義務を負うものではないと判示し、分配請求を認めませんでした（最高裁昭和 37 年 10 月 9 日判決）。

(2) 債務者が最大の取引先であり債務者に対し 2000 万円の売掛代金債権を有する乙と協議のうえ、債務者の在庫商品を乙の関連会社に 400 万円で買い取らせ、その代金を乙の債権への弁済に充当したのに対し、債務者におよそ 78 万円の売掛代金債権を有する甲は、上記弁済行為は詐害行為にあたるとして自己の債権額の限度で弁済の取消及び金員の支払を乙に訴求したところ、乙は抗弁として口頭弁論期日において自己の債務者に対する債権につき配当要求の意思表示をしたから甲は乙に対して両者の債権額に応じた按分額を請求できるととどまると乙が主張した事案において、裁判所は、乙の配当要求は強制執行法上の配当要求ではなく、実定法上このような受益の意思表示の効力を認めるべき根拠は存在しないし、乙の抗弁を認めるといちはやく自己の債権につき弁済を受けた受益者を保護し総債権者の利益を無視することになり、詐害行為取消を総債権者の利益のためのものとする制度の趣旨に反することになるとして乙の抗弁を認めませんでした（最高裁昭和 46 年 11 月 19 日判決）。

4. 本件の場合

Y は、A 社から弁済を受けたことが詐害行為に当たると認められることを懸念し、妥協策として自己の債権に応じた按分を主張しているものと思われます。

A 社と Y との間で通謀があり当社をはじめ Y 以外の債権者に対する害意のもと本件弁済がなされたような場合は詐害行為に当たると判断され、Y の主張するような按分は認められず、当社は A 社に対する債権額全額につき Y から受領弁済金の引渡を受けることができることになるでしょう。